

第3次岐阜県廃棄物処理計画（骨子案）

策定趣旨 等

- 本計画は循環型社会の形成を目的として、県民、事業者及び行政が適切な役割分担により主体的に取り組むための県の基本方針
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく法定計画であり、岐阜県環境基本条例に基づく「岐阜県環境基本計画」における廃棄物分野の個別計画として位置づけ
- 現計画（平成23年度～令和2年度）策定後の環境の状況変化や新たに発生した課題等を踏まえ、次期計画（令和3年度～令和12年度）を策定

国の動向

- 平成27年9月：国連でSDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）採択
- 平成30年6月：第4次循環型社会形成推進基本計画を策定（環境省）
- 令和元年5月：プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン等（環境省）
- 令和元年6月：G20（大阪）にて「大阪ブルーオーシャンビジョン」採択
- 令和元年10月：食品ロス削減推進法の施行

廃棄物分野の重点事項

- プラスチック資源の循環
- 食品ロス・食品廃棄物の削減や活用
- 海洋ごみ対策の推進

※食品ロス及び海洋ごみについては、令和3年度以降に各地域計画の策定を予定

現状の分析 資料2

[一般廃棄物] (単位：千トン)	H26年度	H30年度	増減 (26→30)	R2年度 目標
排出量	681	652	▲29	618
再生利用率（量）	20% (136)	18% (118)	▲1.8% (▲18)	27% (167)
最終処分量	60	50	▲10	42

[産業廃棄物] (単位：千トン)	H26年度	H30年度	増減 (26→30)	R2年度 目標
発生量	3,934	3,981	47	3,900
資源化率（量）	51% (2,014)	45% (1,801)	▲213	56% (2,184)
最終処分量	126	126	0	105

- 一般廃棄物及び産業廃棄物とも現計画の目標値は達成困難の見込み
- 一般廃棄物のごみの排出量は減少傾向にあるが、事業系ごみの減少割合が小さく、全体では家庭ごみの割合が大きい。
- 産業廃棄物は発生量が増加し資源化量が減少している。発生量は製造業における増加、資源化量はがれき類の発生量や資源化率の減少が要因と考えられる。
- 市町村への現状調査では、家庭向けの取組みは多いが、事業者向けの取組みは少ない。
- 市町村が実施した一般廃棄物に係る独自の調査では、紙、厨芥類が多い結果となっている。

次期廃棄物処理計画のポイント

基本的な方向性

多様な主体が未来志向で行動し、豊かさを育む持続可能な循環型社会の形成

新たな目標（案）

- 廃棄物の減量化に関する新たな目標値 資料3-1

[一般廃棄物] (単位：千トン)	R7年度	R12年度
排出量	608	548
再生利用率（量）	28% (170)	29% (159)
最終処分量	42	37

[産業廃棄物] (単位：千トン)	R7年度	R12年度
発生量	3,900	3,900
資源化率（量）	56% (2,184)	56% (2,184)
最終処分量	105	105

- その他の項目に関する目標 資料3-2、3-3、3-4

- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
- ・発電施設を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合
- ・プラスチックごみの削減及び資源化の割合
- ・容器包装リサイクル法に基づく分別を実施している市町村数
- ・可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入市町村数

施策のポイント

- ★プラスチックごみの発生抑制及び削減に向けた取組み
- ★食品廃棄物の発生抑制及び削減に向けた取組み
- ★紙類の廃棄物の徹底した分別とリサイクルに関する取組み
- ★産業廃棄物の発生抑制及び削減に向けた業種ごとの実情に応じた取組み
- ★県民、事業者、NPO、市町村、県による主体的取組みの促進と連携体制の構築

